様式第4号(第5条関係)

**３部作成**

**ください**

**本人保管用**

**保証人保管用**

**県保管用**

請　　　　　　書

　　佐賀県営住宅に入居するについては、裏面に記載された注意事項に従うことはもちろん、公営住宅法、佐賀県営住宅条例並びにこれらに基づく命令、指示等をよく守ります。もし、これらに違反したため佐賀県に損害を与えたときは、直ちにその損害を弁償します。また、入居決定の取消しその他の処分を受けても異議ありません。

　　なお、入居者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員であることが判明した場合には、下記住宅を明け渡します。

　　連帯保証人は、入居者と連携して、入居者が県営住宅の入居に関し佐賀県に与えた損害について極度額を限度として責任を負います。

名義人自筆

　　**佐賀県知事　　　　様**

**日付空欄**

　　　　　　×年　 ×月　 ×日

入居者　　　　　　**○○　県営住宅　○○棟　○○号**

氏名　　　　　　　**田中　花子**

電話番号 **(　○○○　　)　　○○　－　○○○**

**実印捺印**

**実印捺印**

連帯保証人 住所　　**佐賀市○○１丁目1-1**

**佐**

**賀**

**実印捺印**

**実印捺印**

氏名　　**佐賀　太郎**

**実印捺印**

**実印捺印**

**実印捺印**

**実印捺印**

**名義人本人から見た関係**

(入居者との関係：**○○○**　　　 　　　)

自宅電話 **自宅又は携帯電話番号**

**実印捺印**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　連帯保証人自筆　　　　　 | 職業又は勤務先名 | **○○○○○○○○** |
| 勤務先電話 | **(0952)　○○－○○○○** |

※極度額（　**480,000**　）円

＝（　　**15,000**　　）円×（12）か月分＋30万円

連帯保証人 住所

氏　　名

(入居者との関係：　　　 　　　)

自宅電話(　　　　)　　　　－

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 職業又は勤務先名 | 　　　　　　　　　　　 |
| 勤務先電話 | (　　)　　　－　　　　 |

※極度額（　　　　　　）円

＝（　　　　　　　　）円×（12）か月分＋30万円

　備考　1　入居者の氏名は、本人が自署すること。

　2　連帯保証人の印鑑は、登録された印鑑を使用すること。

　　　　3　※の欄は、県建築住宅課において記入する。

　添付書類

　　1　連帯保証人の収入を証する書類(市町村長の発行する所得証明書等)

　　2　連帯保証人の印鑑証明書

(入居にあたっての主な注意事項)

1　家賃について

　(1)　県公営住宅の入居者は、毎年度、収入を申告しなければなりません。その申告された収入に基づいて翌年度の家賃を算定します。収入を申告されないときは、近傍同種の住宅の家賃となります。

　(2)　県改良住宅に引き続き3年以上入居している者は、毎年度、収入に関する報告を行わなければなりません。ただし、住宅地区改良法第18条の規定により入居した者を除きます。

2　入居者の保管義務について

 　県営住宅の使用にあたっては、次の事項を遵守するとともに、必要な注意を払い、県営住宅を正常な状態で維持しなければなりません。

　(1)　県営住宅を店舗、事務所その他住宅以外の用途に使用してはいけません。

　(2)　県営住宅を他人に貸し、入居の権利を譲渡し、又は無断で他の者を同居させてはいけません。

　(3)　県営住宅を許可なく模様替し、又は増築してはいけません。

　(4)　周辺の環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしてはいけません。

　(5)　県営住宅において、犬・猫・ハトなどの動物を飼育してはいけません。近所迷惑となり、入居者間のトラブルの原因にもなります。

　　　なお、悪質な場合は、県営住宅の明渡しを請求することがあります。

　(6)　畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕については、入居者の負担となります。

3　退去時の修繕について

 　畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え及び専ら入居者の責任により修繕又は清掃が必要になった分の費用については入居者の負担となります。

4　県営住宅の明渡しについて

 　家賃の3月以上の滞納、県営住宅、共同施設又は地区施設の故意によるき損など佐賀県営住宅条例第40条第1項各号に該当する場合及び県公営住宅に入居して5年を経過して高額所得者の認定を受けた場合には、県営住宅の明渡しの請求をすることがあります。

 　なお、県営住宅に入居して3年を経過して収入超過者の認定を受けた場合には、明渡し努力義務が生じます。

5　各種申請・届出について

　(1)　入居の承継(入居名義人の死亡又は退去の場合のみ)、新たな同居者の転入(出生・結婚など)、連帯保証人の変更等については、知事の承認が必要です。

　(2)　同居者の転出、県営住宅を引き続き15日以上使用しない場合等については、知事への届出が必要です。

　(3)　県営住宅を明け渡すときは、退去予定日の10日前までに知事に届け出て、住宅監理員又は知事の指定する者の検査を受けてください。

6　その他

 　上記以外の事項に関しては、佐賀県営住宅条例及び佐賀県営住宅条例施行規則に規定する事項を遵守してください。